

令和 5 年（2023 年）2 月 10 日

熊本市環境審議会

会長 篠 原 亮 太 様

熊本市環境審議会自然環境部会

部会長 高 宮 正 之

環境保護地区制度のあり方検討について（報告）

令和 4 年（2022 年）8 月 5 日付け付議された、環境保護地区制度のあり方
検討について審議しましたので、別紙のとおり報告いたします。

2023 年（令和 5 年）2 月 10 日
熊本市環境審議会（自然環境部会）

環境保護地区制度のあり方検討について

1. 概要(環境保護地区とは)

市街地に残された貴重な緑地や自然環境を後世に引き継ぐことを目的に「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市内13か所を「環境保護地区」として指定し保全を行っている。

（資料 2 P4 「環境保護地区の概要」 参照）

2. 現状

- 土地所有者の協力のもと、地域のシンボルや憩いの場として利活用され、地域住民による維持管理が実施されることにより、良好な自然環境が保全されている。

（資料2 P11 写真参照）

- 一方で、環境保護地区に指定された当時は良好な自然環境であったが、竹林の繁茂等により、管理が困難となり、緑地の質が低下している地区(7地区/全 13 地区)がみられる。また、土砂崩れや倒木等の災害の発生が懸念される場所がある。

（資料2 P12 写真参照）

- 土地所有者による指定解除の申出が続いており、最大15か所(面積 175,752 ㎡)あった環境保護地区は13か所(面積 135,402 ㎡)に減少している。

（資料2 P16 参照）

3. 問題点

(1) 自然環境保全への関わり方

- 制度運用開始から30年以上経過し、土地所有者等を取り巻く生活環境の変化(高齢化、遠隔地への転居、相続等)により環境保全への関心が低下
- 土地所有者等による管理が困難になり、竹の侵入、放置竹林化、倒木や土砂災害等の発生の懸念がある。

（資料2 P18、19 「アンケート結果」 参照）

(2) 指定基準

- 環境保護地区と風致地区が重複している地区がある。
- 2,000 ㎡未満の緑地を保全する仕組みがない。
- 基準における評価項目(景観)の客観的評価が難しい。

（資料2 P13 参照）

（3） 規制制度

- 現行制度では、届出を行えば樹木の伐採や建物の新築、宅地造成が可能。
- 解除要件に該当すれば、指定解除が可能。

（資料2 P15、17 参照）

（4） 支援制度

- 支援制度（指定交付金、協定協力金）が保全活動に寄与しているか明らかでない。
- 協定協力金と固定資産税相当額の積算の妥当性が明らかでない。

（資料2 P20 参照）

4. 課題

（1） 自然環境保全への関わり方

- 土地所有者及び市民の民有緑地の重要性に関する認識を高め、緑地の健全性や生態系の維持に必要な保全活動について理解を得る必要がある。
- 地域住民による環境保護地区の利活用（遊び場や自然観察の場としての活用）が推進できるよう、土地所有者と地域が連携・協働した保全の仕組みの検討が必要。

（2） 指定基準

- 環境保護地区の今後の目指すべき姿を明確化し、指定基準を見直す必要がある。
- 新たな指定基準に基づく既存保護地区のあり方及び新たな保護地区の指定の是非の検討が必要。

（3） 規制制度

- 条例による規制（行為制限、指定解除、協定等）の検討が必要。
- 保護協定内容等の見直しの検討が必要。
- 他制度への移行の可否を含めた比較検討が必要。

（4） 支援制度

- 土地所有者の保全活動の負担軽減に繋がる支援策の検討が必要。
- 地域住民による保全活動の参加や教育機関が環境学習等の一環として積極的にかかわることができる柔軟な制度の検討が必要。

5. 環境保護地区制度のあり方について

今回明らかになった環境保護地区の様々な課題解決に取組み、本市の更なる自然環境の保全を推進していただきたい。